学校における消費者教育の推進について

長野県教育委員会教学指導課

全教育活動において、教師が消費者教育を推進する実践力を向上させていくために、次のことを推進していく。

- 1 消費者教育推進のためのリーフレット等の配布、教員への周知
- 2 研究指定校等における授業実践の推進
- 3 教員への研修の実施
- 1 消費者教育推進のためのリーフレット等の配布、教員への周知
 - (1) 指導用リーフレットを、県内の全小・中・高等学校・特別支援学校に配布する。(11月頃)
 - ①小中学校用:
 - ・内容:消費者教育の必要性 ・授業実践の紹介 ・外部講師等の情報 等
 - ・体裁: A 3 判 二つ折り、4ページ
 - ②高等学校用:
 - ・内容:社会に出て、消費者問題の被害者にも加害者にもならないための基礎知識
 - ・体裁:A3判 二つ折り、4ページ
 - (2) 教育課程研究協議会(9月~11月にかけて教科ごとに分かれて行われる、全県の教職員が参加する研修会)において以下のことを行う。
 - ①小中学校:
 - ○家庭科:県下8会場において、午後の協議会に消費者教育に関する研修会を実施する。
 - ・警察署や消費生活センターから講師を招き、特殊詐欺被害の現状と対策、若者の消費 トラブルの現状等についてお話いただく。
 - ・授業実践の紹介や消費者庁等の教材を活用した演習を行う。
 - ②高等学校:
 - ○家庭科:全高校から消費者教育の効果的な指導の実践例を集め、冊子にして配布する。
 - ○地歴・公民:消費者教育を諸団体と連携しながら進めることの大切さを周知する。
 - (3)「教育指導時報」に、新たな教育課題に対応する教育として「消費者教育」を掲載し周知する。
 - ・平成26年度 9月号 特殊詐欺被害の状況、消費者教育の実践例の紹介 等
 - ・平成24年度 12月号 消費者教育実践例の紹介 等
 - (4) 全県の高校教頭対象の「キャリア教育研修会」において、パンフレット「未成年のための司法書士市民法律教室について」(長野県司法書士会)を配布し説明を受けた。[5月29日(木)]
 - ・「市民法律教室」のなかで消費者問題を学べることを周知した。新規実施を検討したいとい う声が複数寄せられた。
 - ・過去の「市民法律教室」の実施状況平成25年度20校2,920人受講
 - (5) 高校生のWEB教材作成を支援する。
 - ①長野商業高校の生徒たちが授業で消費者問題を考えるWEB教材を作成する予定。(11月頃)
 - ②岡谷工業高校と松川高校の公民科の授業で、昨年度作成された高校生のWEB教材を利用した 実践をする予定。(11月頃)

2 研究指定校等における授業実践の推進

(1) 中学校: 立科町立立科中学校 10月28日(火) 授業参観日にあわせて実施 (学校関係者や保護者等、約70名が参加予定)

13:30~14:20 公開授業 1年技術・家庭科 家庭分野 「登山用品の購入方法を考えよう」

- ・購入する登山用品(靴、リュック、カッパ)について、収集した商品の情報(商品の表示 や先輩ユーザーの声等)をもとにグループ討議をすることで、自分の購入の仕方を考える。
- ・保護者には、授業の終わりで、生徒の追究の良さを評価してもらう。

14:45~16:05 講演会

(2) 高等学校:小諸高等学校 10月21日(火)

(県内高校教員、約30名が参加予定)

- 12:40~13:30 公開授業 3年政治・経済「フェア・トレードから消費者問題について考える」
 - ・第三世界の人々が生産したものを私たちは公正に購入しているのだろうかというテーマを ワークショップ形式で探究し、消費者としてどのように生きていくべきかを考える。
- 13:40~15:30 研究会、講演
- (3) 中信地区の小学校で、特殊詐欺被害について授業で学習した子どもたちが、家族に対して被害防止を発信する取組を行う(11月)。

3 教員への研修の実施

- (1) 長野県総合教育センター
 - ○消費者教育に関する講座 「かしこい消費者・エコ生活」
 - ・8月27日(水)に実施 (定員16人に対し、受講者19名)
 - ・実践発表「よりよい商品選択を考える~買い物マイスターになろう~」喬木第二小学校
 - ・講義と演習 「環境に配慮した消費生活の工夫と消費者教育の基礎」
 - (2) 心の支援室
 - ○「高等学校生徒指導委員会」(7月~1月 県下4地区で実施)
 - ・高校生が特殊詐欺の受け子になった事例やオンラインゲームに関するトラブル等、児童生 徒が消費者被害に巻き込まれた事例等を用いて、高校生が被害者・加害者にならないため の具体について周知

1 屋代南高等学校美術部による紙芝居制作

- ・2014年1月31日、2作品を更埴防犯協会連合会に寄贈。
 - 2013年に市内で起きた二つの事件を題材にした紙芝居を制作した。
 - (①息子を語る男が女性宅に電話し、交際相手の示談金と称して現金を要求する話。②警察官を語る男が女性宅に電話し、振り込め詐欺被害にあう可能性があるために「銀行協会」に現金を預けるよう要求する話。)
- ・美術部の1・3年生計4名が縦50 cm、横70 cmの用紙にフェルトペンとポスターカラーで描く。
- ・ 更埴防犯協会連合会女性部では、高齢者の集まりで被害防止の寸劇を実施しており、紙芝居はそこで披露する。
- ・1年生部員の言葉「私の祖母にも不審電話がかかってきたことがある。お年寄りが紙芝居を通じて危機感を持ってもらえれば。」(『信毎』の取材に答えて)

2 塩尻志学館高等学校書道部による標語制作・啓発活動

- ・2014年5月28日、塩尻署の依頼で特殊詐欺防止のポスター向けに標語を書く。 塩尻署は部員たちの書を管内の金融機関に配布した。
- ・部員 22 名が「『その電話 本当に息子?』確かめて」「不審な勧誘 まず相談」など 5 種類の標語を 20 枚ほどの模造紙に書いた。
- ・3年生部員の言葉「詐欺に遭わないようにとの思いを込めて力強い字で書いた」(『信毎』の取材 に答えて)
- ・2014年8月13日、帰省シーズンに合わせた特殊詐欺防止の啓発活動を実施。 一日駅長や一日警察署長となり、看板の掲出やチラシ・ティッシュの配布を行った。
- ・2014年10月11日、塩尻・朝日防犯協会と塩尻署の依頼で、塩尻駅前にて広報活動。 書道パフォーマンスで特殊詐欺と各種犯罪被害防止の機運を盛り上げる予定。 田川高校吹奏楽部も参加する予定。

3 岡谷東高等学校美術文芸部と岡谷南高等学校美術部によるパネルシアター・紙芝居制作

・2014年8月28日、岡谷署の依頼で特殊詐欺被害の実話をもとにしたパネルシアター(パネルに 人形を張り付けながら劇をするもの、下の写真)と紙芝居を制作した。岡谷東高生がパネルシア ターを、岡谷南高生が紙芝居を担当した。

岡谷署員が9月以降、高齢者講習会の席で上演する。

・岡谷南高校2年生部員の言葉「今回の制作を通じて今まで知らなかった特殊詐欺事件の実態を知ることができた。」(『読売』の取材に答えて)



